

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 4 月 8 日

水 曜 日

号 外

## 目 次

### 告 示

○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	1
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	3

## 告 示

### 富山県告示第187号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営きじヶ谷地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 縦覧に供すべき書類

県営きじヶ谷地区土地改良事業計画書の写し

#### 2 縦覧の期間

平成27年 4 月 9 日から

平成27年 5 月13日まで

#### 3 縦覧の場所

小矢部市役所

### 教示

- この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の

異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

## 富山県告示第188号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営石堤地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 縦覧に供すべき書類

県営石堤地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

平成27年4月9日から

平成27年5月13日まで

### 3 縦覧の場所

高岡市役所

## 教示

- この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第189号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営水橋常願寺地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 縦覧に供すべき書類**

県営水橋常願寺地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

平成27年4月9日から

平成27年5月13日まで

**3 縦覧の場所**

富山市役所

教示

- この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第190号**

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営土合地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営土合地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年4月9日から

平成27年5月13日まで

3 縦覧の場所

射水市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。